

1. 政策名

投資知識の普及・情報の提供

2. 政策の目標

(目標)

個人投資家等が自己責任に基づいて主体的に金融商品を選択し、取引が行えることに資するため、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報の提供や、学校における金融・証券教育推進のための支援等に努める。

(業績指標) ホームページの充実状況

(説明)

平成 12 年 6 月の金融審議会答申において、「今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と施策の必要性についての指摘がなされているように、個人投資家等をはじめ国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンとの関係などについての知識・理解が必要であり、金融庁においても、学校教育を含め、国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図り、これらについての国民の理解を増進する必要があると考えます。

また、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に示された、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、証券市場の構造改革を一層推進していく等の観点からも、証券知識等金融分野全般にわたる知識の普及・情報の提供は一層重要なものとなっています。

これらを踏まえ、金融庁としては、金融庁ホームページを通じた金融・証券・保険関係団体等が行っている一般消費者向けの金融知識の普及活動を一覧的に紹介するサイトの新設や、中学・高校生向けの副教材の開発等を行うこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成 10 年 12 月の金融システム改革法の施行等による、いわゆる日本版金融ビッグバン等を受けて、金融分野においては、様々な金融商品・サービス等が提供され、その提

供方法もインターネットを始め多様化してきています。また、平成14年4月からは、いわゆるペイオフが一部解禁されました。こうした金融環境の変化の中で、国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択し、そのメリットを享受していくためには、金融商品や金融取引についての知識・理解を深めていくことが求められており、金融庁としても、これまで金融庁ホームページやパンフレット等の配布などにより金融知識の普及・情報提供等に取り組んできたところです。

また、平成14年5月に内閣府が実施した「証券投資に関する世論調査」において、66%の方が学校教育で金融・証券に関する基本的知識を教えることが必要と回答しており、その重要性が高まっていると考えます。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成14事務年度における当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の充実
証券知識を含む金融知識全般の普及の観点から、金融庁ホームページにおいて、ア．トップページの「消費者情報コーナー」のレイアウトを変更し、「金融・証券情報コーナー」として、一般消費者向けの情報の集約化を図り、一般消費者が金融分野の情報について容易に見つけることができるようにし、利用の促進を図りました。(平成14年7月)

さらに、平成15年5月、同コーナーを「金融サービス利用者コーナー」として、一般消費者の同コーナーの利用の促進を図りました。

イ．同コーナーに、証券税制改正等に関する情報の欄を新設し、証券関係の情報の充実を図りました。(平成14年7月)

ウ．同コーナーに、金融・証券・保険関係団体等が行っている一般消費者向けの金融知識の普及活動を一覧的に紹介するサイト(「金融学習支援事業のご紹介(一般消費者向け)」コーナー)を新設しました。(平成14年11月)

同サイトでは、これらの団体等が行っている一般消費者向けの学習教材等の提供、講師の派遣、各種講演・セミナー等の事業に関する情報を紹介し、一覧的に、かつ、効率的に入手できるようにしました。

○ 「金融サービス利用者コーナー」の内容

13 事務年度末の状況	14 事務年度末の状況
<p>①金融商品等に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護制度の概要 (金融商品販売法、預金保険制度、保険契約者保護機構制度、投資者保護基金制度) ・金融商品等に関する基礎知識 ・その他の消費者情報 (借り過ぎにご注意!、電子金融取引) <p>②学校教育支援事業のご紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材等の提供 ・講師の派遣 ・各種セミナー・見学等 <p>③免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>④金融に係る講演会等のご案内</p> <p>⑤金融早わかりQ & A</p> <p>⑥苦情相談窓口について</p>	<p>①金融早わかりQ & A</p> <p>②金融サービスの利用者の保護の制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい預金保険制度について ・保険契約者保護 ・投資者保護 ・金融商品販売法の概要 <p>③電子金融取引</p> <p>④借り過ぎ・違法な金融業者にご注意!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な金融業者に関する情報 ・登録貸金業者情報検索サービス <p>⑤免許・登録などを受けている業者一覧</p> <p>⑥金融取引に関する苦情・相談窓口のご案内</p> <p>⑦金融トラブル連絡調整協議会</p> <p>⑧証券税制について</p> <p>⑨E D I N E T</p> <p>⑩金融知識の普及・金融教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における金融教育の一層の推進に係る文部科学省への要請について ・金融広報中央委員会のホームページ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品などに関する基礎知識 ▶ 金融学習支援事業のご紹介(一般消費者向け) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 学習教材等の提供 ◦ 講師の派遣 ◦ 各種講演・セミナー等 ▶ 学校教育支援事業のご紹介 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 教材等の提供 ◦ 講師の派遣 ◦ 各種セミナー・見学など <p>⑪その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はやわかり本人確認法

② 中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発等

学校における金融分野の教育の一層の推進の観点から、平成14年11月に、文部科学省に対して金融教育の一層の推進について要請を行ったほか、平成15年4月から、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発に着手しました。

③ 金融庁では、これらのほか、

ア. 長年、中立公正な立場から金融に関する知識普及・広報活動等を行っている金

融広報中央委員会に対して、平成 14 年 8 月に、同委員会を中心とした金融・証券・保険関係団体やNPO等との連携強化を要請しました。これを受けて、同年 11 月に、同委員会が設置した「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」に参加している、

イ．昨事務年度に引き続き、預金保険制度や金融商品等に関する情報提供のためのパンフレット等の配布や、財務（支）局及び財務事務所の職員による一般消費者を対象とした講演会を実施するとともに、民間での活動の支援として金融・証券関係団体等が実施している金融知識普及等を目的とした講演会・セミナー等に対し、金融庁として「後援」する、

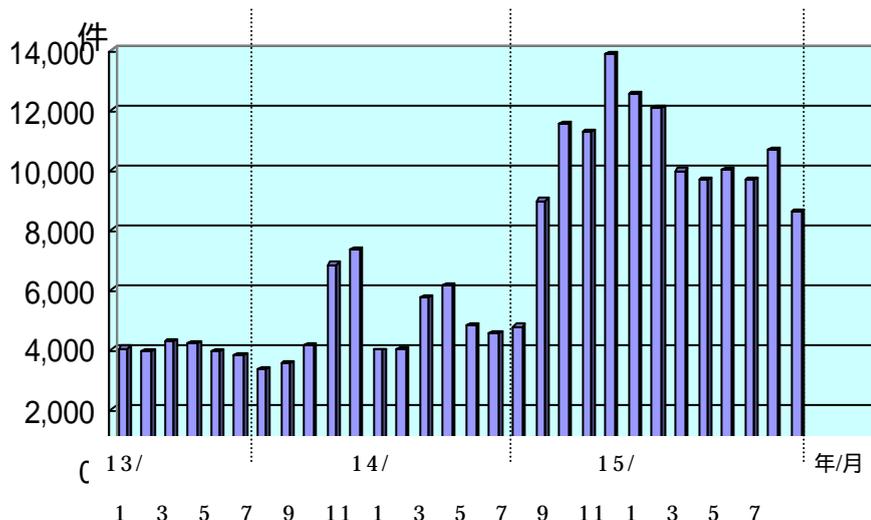
ウ．違法な金融業者（いわゆるヤミ金融）に対処するため、ホームページ上に、「違法な金融業者に関する情報」（平成 14 年 11 月）、「登録貸金業者情報検索サービス」（平成 15 年 5 月）の運用を開始している、

などを通じて、効率的な金融知識の普及に努めました。

（２）評価

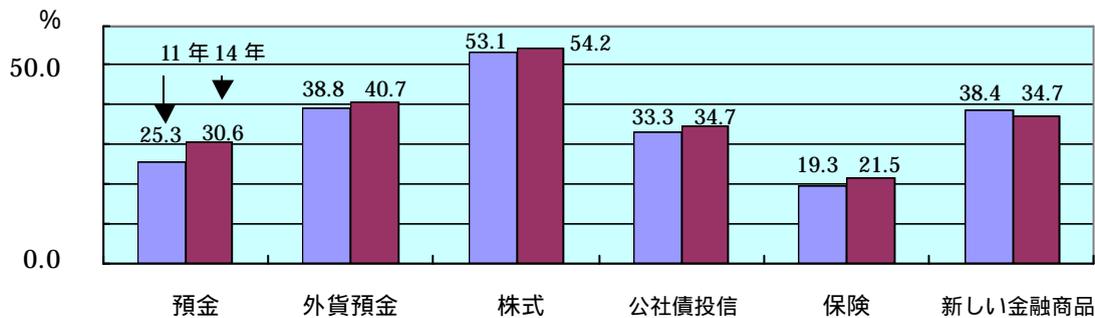
ホームページを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。平成 14 事務年度においては、金融庁ホームページ上の「金融サービス利用者コーナー」の内容を充実し、国民の利用の促進を図ったこともあり、同コーナーの 14 事務年度中の利用件数は、128,801 件（月間平均 10,733 件）となり、昨事務年度（59,068 件（月間平均 4,922 件））に比べ 118.1% 増と大幅に増加し、利用者の利便に寄与しています。

【資料 1 - 10 - 1 「金融サービス利用者コーナー」への接続件数】

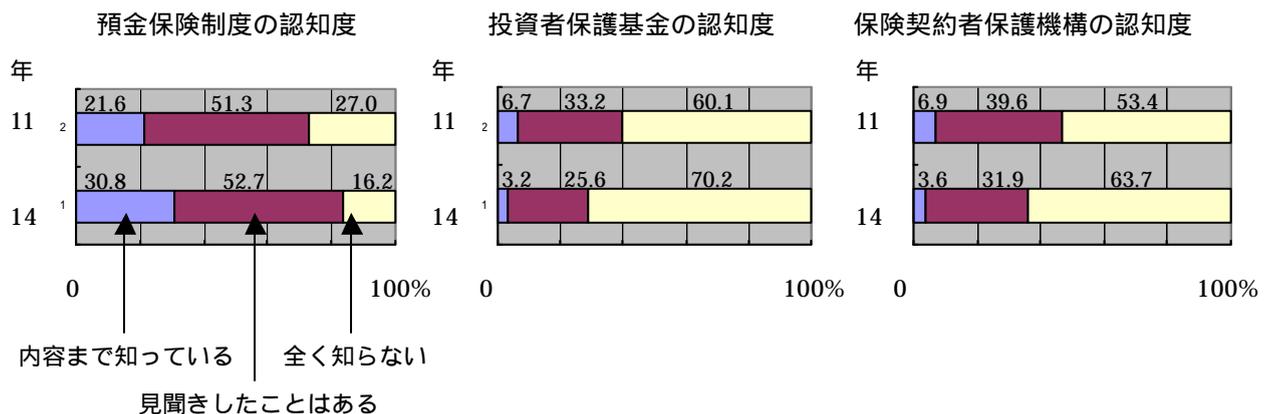


また、金融広報中央委員会が実施した「家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)」によると、金融商品に対する「自己責任」の受け止め方について、デリバティブ商品などの新しい金融商品を除き、預金、外貨預金、株式、公社債投信、保険については、「自分で責任を持つのは当然である」とする回答が、金融庁発足前の平成 11 年に比べ 14 年は、若干ながら上回っています。また、預金保険制度の認知度においては、「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が、14 年で 83.5%と平成 11 年に比べ 10.6%も増加しています。他方、投資者保護基金¹や保険契約者保護機構²に対する認知度については、14 年は 11 年に比べ「全く知らない」とする回答が増加しており、こうした投資者や保険契約者保護の仕組みについての一層の周知が必要と考えます。

【資料 1 - 10 - 2 家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)】
自己責任の受け止め方(「自分で責任を持つのは当然」とする回答の割合)



(注)「預金」は外貨預金を除く。また、「新しい金融商品」は、デリバティブ商品などである。



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査(平成 14 年)」

¹ 投資者保護基金は、証券会社の破綻時に、何らかの事故等の発生により、顧客から預かった財産を返還できなくなった場合に保証を行います。

² 保険契約者保護機構は、破綻した保険会社の契約者の保険金や年金の支払いを補償するために、各保険会社が積み立てた資金を使って契約を保護します。

5．今後の課題

- (1) 「金融サービス利用者コーナー」の内容の充実により、本コーナーへの接続件数は昨事務年度に比べ大幅に増加しているものの、国民の金融分野における消費者保護制度等の理解増進のためには、なお一層の拡充が課題です。
- (2) 金融知識の普及活動は、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で示された証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る観点からも、より一層推進していくことが必要ですが、即効性のあるものではなく、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。
- (3) その意味では、特に学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。従来、金融分野の教育の推進については、中学・高校生を中心に取り組んできたところですが、今後は、小学生をも対象にした啓発活動についても取り組んでいく必要があります。

また、そうした教育の推進等の一環として、平成16年度において、卒業を前にした高校3年生を対象に、金融に関する基礎的な内容を記載したパンフレットの作成・配布のための予算要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、国民への金融知識普及活動は、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要です。特に、学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実することが必要です。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」の接続件数や、金融広報中央委員会が公表した「家計の金融資産に関する世論調査（平成14年度）」を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」の接続件数
- ・金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査（平成14年）」

9. 担当部局

総務企画局政策課